## ■家事事件手続法制定に伴う条文対照一覧

『家族法〔第3版〕』 (第6刷まで) に記載されている家事審判法及び家事審判規則は, 2011年に改正され, 改正法である「家事事件手続法」が, 2013年1月1日から施行されています (併せて, 家事事件手続規則も制定されました(2012年7月))。 該当部分についてはこちらの条文対照一覧をご参照ください。

(第6刷まで) (改正後)

## 家事審判法

## 家事事件手続法

参与員	3	40
審判事項	9 I 甲類,乙類	39 (別表第1, 第2)
調停回付	11	274
利害関係人の参加	12	42 II , III
即時抗告	14	85
確定審判の効力	15	75
審判前の保全処分	15 Ø 3	105
履行勧告など	15 Ø 5~7	289
財産管理者	16	200Ⅲ
調停前置主義	17, 18	244, 257
調停の効力	21 I	268 I
合意に相当する審判	23	277
調停に代わる審判	24	284
異議申立て	25 I • II	279, 286
調停不成立と審判	26 I	272IV
調停不成立と訴え	26 Ⅱ	272 III

(第6刷まで)

(改正後)

# 家事審判規則

# 家事事件手続法

••••		24-1-1-1-1-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1	
本人出頭	5	248	
非公開	6	33	
職権調査	7	56, 262	
調査官調査	7 の 2	58	
調査嘱託	8	62	
審判前の保全処分	15 Ø 2∼4	106, 109	
新聞紙掲載	21	(家事事件手続規則 4)	
審判前の保全処分	23, 30, 30 Ø 8	126	
精神鑑定	24, 30 Ø 2	119 I ,133	
本人の陳述聴取義務	25, 30 Ø 2	120	
医師の意見	30 ∅ 9	119 П, 133, 138	
非公開	33	33	
子の陳述聴取義務	54, 70, 72	152 П , 169 П	
職務停止・代行者選任	74	174	
手続の併合	103 Ø 3, 4	192, 193Ⅲ	
遺産目録の提出	104	(家事事件手続規則 102)	
利害関係人の参加	105 I	42 II , III	
遺産管理者の選任	106 I	200 I	
財産管理人	107	194VI	
競売	108 Ø 2	194 I	
任意売却	108 Ø 3	194 Ⅱ	
債務負担	109	195	
遺言検認調書	122, 123	211	
検認の通知	124	(家事事件手続規則 115)	
調停前の保全処分	133	266	
子の気持ちの調査	137 ⊘ 2Ⅲ	65, 258	

子ども自身の申立権・決定権(Oは認められている、×は認められていない)

	未成年子自身の申 立権または決定権	未成年子に対する 陳述聴取義務	条 文
婚姻	男 18 歳以上、 女 16 歳以上〇 (親の同意必要)		民 731、737
嫡出否認の訴え	×(子に否認権無)	×	民 774. 777
父からの認知	_	×(同意権なし)	民 779
養子縁組の承諾	15 歳以上〇 15 歳未満×	×	民 797 I
縁組の許可の 家裁への申立て	×(養親に申立権)	15 歳以上〇	民 798, 家事 161 Ⅲ①
離縁の協議	15 歳以上〇 15 歳未満×	×	民811 Ⅱ
特別養子縁組の離縁	0	15 歲以上○	民 817 の 10 家事 165 Ⅲ①
親権者・監護者の決定	×	15 歳以上○ (家事 152 Ⅱ、169 Ⅱ、 人訴 32 Ⅳ)	民 766 I
親権者・監護者の変更	×		民 766 Ⅱ
子の監護についての処 分(養育費,面接交 渉など)	*		民 766 I
親権喪失・一時停止の 家裁への申立て	0	15 歲以上〇	民 834、834 の 2 家事 169 I
未成年後見人の選任	0	15 歲以上	民 840 I, 家事 178 I①
養護施設入所の家裁の 承認の申立て	×	15 歲以上	児福 28 I ① 家事 236
里親委託の家裁の承認 の申立て	×	15 歲以上〇	家事 236
子の父または母の氏へ の変更	15 歲以上〇 15 歲未満×	×	民 791 I 民 791 II
やむをえない事由によ る氏の変更の申立て	×	15 歲以上〇	戸 107 I 。 家事 229 I
正当な事由による名前 の変更の申立て	15 歲以上〇 15 歲未満×	×	戸 107 の 2、32、 戸籍実務
遺言	15 歲以上〇		FE 961

<sup>\*</sup> 人事訴訟法では、未成年の子から難縁、認知の訴え、父を定める訴えなどを起こすことができ、その場合には、弁護士を訴訟代理人に選任することができる(人誘 13)。また、生活保護法の保護施設収容許可事件の当該核保護者が15歳以上であるときの除途聴取(同 240 N)の規定がある。